（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する経過措置）

第三十二条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録（旧資金決済法第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に電子決済手段仲介行為（旧資金決済法第二条第十八項に規定する電子決済手段仲介行為をいう。次項及び附則第三十七条第二項において同じ。）に係る業務を含むものに限る。以下この項において同じ。）を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者を含む。）は、その登録の日において新資金決済法第六十二条の二の登録を受けていた者とみなす。

2　旧資金決済法第六十三条の二十二の四第一項の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿（電子決済手段仲介行為に係る業務に係る部分に限る。）は、新資金決済法第六十三条の四第一項の電子決済手段サービス仲介業者登録簿とみなす。

第三十三条　新資金決済法第六十三条の五第一項第一号ホの規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は旧資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号ホに該当する者とみなす。

2　新資金決済法第六十三条の五第一項第二号ロ⑸の規定の適用については、法人である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消された場合又は法人が旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者は、同号ロ⑸に該当する者とみなす。

第三十四条　施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の十四第二号に掲げる行為に係る同条に規定する損害を賠償する責任については、なお従前の例による。

第三十五条　旧資金決済法第六十三条の二十二の十六の規定による帳簿書類の作成及び保存については、なお従前の例による。

第三十六条　新資金決済法第六十三条の十七の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧資金決済法第六十三条の二十二の十七の報告書については、なお従前の例による。

第三十七条　附則第三十二条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を受けていた者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新資金決済法第六十三条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

2　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（電子決済手段仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新資金決済法第六十三条の二十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第三十八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二十三第三項後段又は第六十三条の二十二の二十四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（施行日前における暗号資産交換業者等の登録の申請に関する経過措置）

第三十九条　この法律の施行前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

二　旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項各号の登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第四十条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（農業協同組合法等の一部改正）

第四十一条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条、」を「第百九十七条第一項第一号から第四号の二まで、第五号若しくは第六号若しくは第二項、」に改める。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条の四第二項第二号

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三十四条の四第二項第二号

三　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条の四第四号

四　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十一条第一項第三号

（農業協同組合法の一部改正）

第四十二条　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第十項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に、「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。

第十一条の五及び第十一条の二十七中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第十一条の六十六第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第三十条の四第二項第二号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第九十二条の五中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（公認会計士法及び特定融資枠契約に関する法律の一部改正）

第四十三条　次に掲げる法律の規定中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改める。

一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四条の二第二号及び第三十四条の三十四の二

二　特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）第二条第一項第四号

（消費生活協同組合法及び不動産特定共同事業法の一部改正）

第四十四条　次に掲げる法律の規定中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

一　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項

二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十一条の二

（水産業協同組合法の一部改正）

第四十五条　水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第四項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第十一条の十一及び第十五条の十二中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。